

## 地域医療構想の実現に向けた補助事業の募集

令和7年度事業

### I 中核的な病院の高度医療の推進と急性期医療の特化

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
がん診療施設の設備整備	がん診療連携拠点病院	1/3	がんの医療機器および臨床検査機器等の備品購入費	32,400 千円	別紙3、別紙4
救急搬送車両の整備	地域医療支援病院 地域の中核病院	2/3	患者搬送車の購入および改造費、患者搬送に必要な資機材の整備	7,000 千円	別紙3、別紙4

### II 質の高い回復期の病床を各地域に確保

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
地域包括ケア病棟等整備支援事業（施設）	新たに地域包括ケア病棟等を整備する救急医療機関	1/2	急性期から回復期患者を受け入れるために必要な施設整備（病棟、リハビリ施設、浴室、トイレ等の新築、増改築）	面積上限×単価上限 【新築の病院の場合】診療所の場合は別の基準 面積上限：67 m <sup>2</sup> /床×回復期の病床数 単価上限：170,000 円/m <sup>2</sup> 【改修の病院、有床診療所の場合】 面積上限：実際の改修面積 単価上限：156,200 円/m <sup>2</sup>	別紙1、別紙2、別紙4
地域包括ケア病棟等整備支援事業（設備）	新たに地域包括ケア病棟等を整備する救急医療機関	1/2	急性期から回復期患者を受け入れるために必要な設備整備 例 リハビリ機器 DPC データ提出のためのシステム整備、認知症患者を受け入れるための設備	10,800 千円 ※100 万円未満（補助額 50 万円未満）の事業は補助対象外	別紙3、別紙4

### Ⅲ 地域の医療機関やかかりつけ医との切れ目ない連携

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
共同利用の設備整備	ふくいメディカルネットの情報開示病院等	1/3	施設整備（開放型病棟の整備）	面積上限×単価上限 面積上限：13.88 m <sup>2</sup> /床（耐火構造） 単価上限：176,300 円/m <sup>2</sup> （鉄筋コンクリート） 共同利用施設運営委員会（市町村、医療機関、郡市医師会、県健康福祉センター等の参加）の設置、運営委員会の概ね3か月に1回以上の開催（国庫）	別紙2、別紙4
			設備整備 （共同利用高額医療機器 （CT、MRI等）の整備）	220,000 千円 共同利用施設運営委員会（市町村、医療機関、郡市医師会、県健康福祉センター等の参加）の設置、運営委員会の概ね3か月に1回以上の開催（国庫）	別紙3、別紙4
循環器病リハビリテーション人材（認定看護師）資格取得支援事業	循環器病に係る認定看護師の養成を希望する県内医療機関	1/2	認定看護師教育機関における教育課程受講に係る経費（入学料、受講料、教材費、旅費）、受講に伴う代替職員に要する経費	1人あたり700千円以内	別紙5
循環器病リハビリテーション人材（心臓リハビリテーション指導士）資格取得支援事業	循環器病に係る心臓リハビリテーション指導士の養成を希望する県内医療機関	1/2	学会が実施する、認定試験の受験料または受験資格認定研修の受講に係る経費（受講料、審査料、図書費、旅費）	1人あたり100千円以内	別紙6

#### IV 医療従事者の勤務環境改善

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
勤務環境改善支援事業 補助金	産休・育休等を取得している、また、取得する予定のある医師を雇用している医療機関	1/2	産休・育休等からの復職時に実施する自己研さん費用または職場環境改善費用（旅費、教材費、セミナー・学会受講料、報償費、印刷製本費、消耗品費等）	1人あたり100千円以内	別紙7、別紙8
医師不足地域における診療体制強化支援事業	県外から医師を採用した医療機関（他条件あり）	1/3	医師採用に係る経費（仲介業者手数料、専門誌への広告出稿費用等）	1人あたり1,000千円以内	別紙9
看護師の特定行為研修推進事業	看護師等に対し、特定行為研修または特定行為研修を組み込んでいる認定看護師教育研修を看護師に受講させる予定のある医療機関	1/2	特定行為研修受講費または代替職員人件費	1人あたり700千円以内	別紙10

## V 病床機能再編支援事業

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額	提出書類
単独支援給付金支給事業	回復期および休止病床を除く 10%以上の病床を廃止する病院・診療所（介護医療院への転換を除く）	定額	減少する病床数に応じた給付金を支給	病床稼働率	減少する場合の 1床当たりの単価
				50%未満	1,140 千円
				50%以上 60%未満	1,368 千円
統合支援給付金支給事業	地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する病院・診療所	定額	統合に参加する医療機関に給付金を支給	60%以上 70%未満	1,596 千円
				70%以上 80%未満	1,824 千円
				80%以上 90%未満	2,052 千円
債務整理支援給付金支給事業	統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に新たに融資を受けて返済する存続医療機関	定額	融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給	90%以上	2,280 千円
				承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は 20 年、元本に対する利率は年 0.5%を上限として算定する。	

別紙 1 1

※詳細は国要領「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」参照